

# 売上が減少した事業者への給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の経営を支援するため、売上が減少した事業者に給付金を給付します。(久慈市 中小企業者緊急支援臨時給付金)

給付金  
20万円

## 対象となる事業者

### 対象業種

製造業、卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、一般旅客運送業、自動車運転代行業を営んでいる中小企業者(個人事業主も含みます。)

### 要件

1月～7月までの期間で1カ月間の売上が昨年同月と比較して**15%以上減少**した月があること。※ 創業1年未満の場合特例あり。

#### 【法人の場合】

直近の法人税確定申告書別表一に記載された「納税地」が久慈市であり、令和2年3月31日までに事業を開始していること。

#### 【個人事業主の場合】

青色決算申告書の事業所所在地または所得税収支内訳書(白色申告)の事業所所在地が久慈市であり、令和2年3月31日までに事業を開始していること。

## 給付金額

1 中小企業者あたり **20万円**

## 申請受付期間及び提出書類等

### 申請に必要なもの

- ・ 印鑑(法人の場合代表者印)
  - ・ 給付金振込先通帳の見開き1枚目のコピー
  - ・ 確定申告書の写し
- 【法人の場合】  
確定申告書別表一及び事業概況説明書
- 【個人事業主の場合】  
確定申告書第一表及び青色申告の場合は  
青色申告決算書
- ・ 昨年分及び今年分の売上台帳など

### 受付期間・場所

#### 【受付期間】

令和2年5月25日(月)から  
令和2年9月30日(水)まで

#### 【受付場所】

久慈市役所1階  
「商工業者相談・申請窓口」  
(議会棟第3会議室)

お問い合わせ

久慈市 産業経済部 商工市街地振興課「商工業者相談・申請窓口」

TEL: 52-2111 (内線472)

受付時間: 午前9時～午後4時(12時～1時を除く)